

議第170号

京都市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
京都市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年11月25日提出

京都市長 門川大作

京都市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 京都市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号中「100分の170」を「100分の165」に改め、同項第2号中「100分の225」を「100分の220」に改める。

第2条 京都市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号中「100分の165」を「100分の167.5」に改め、同項第2号中「100分の220」を「100分の222.5」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は令和2年12月1日から、第2条の規定は令和3年4月1日から施行する。

提案理由

特別職の職員の期末手当の支給割合を改定する必要があるので提案する。